



第 **116** 回  
定時株主総会  
招集ご通知

**開催日時** | 2021年3月24日（水曜日）午前10時

**開催場所** | 大阪市都島区網島町9-10  
**太閤園**

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

**決議事項** | 議案 取締役8名選任の件

書面及びインターネット等による議決権行使期限  
2021年3月23日（火曜日）午後5時まで

株 主 各 位

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

**江崎グリコ株式会社**

取締役社長 江崎 勝 久

## 第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月24日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市都島区網島町9-10 太閤園 ※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項 報告事項 1. 第116期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第116期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 計算書類報告の件  
決議事項 議 案 取締役8名選任の件
4. 議決権行使のお取り扱い (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
(2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.glico.com/jp/>)に掲載させていただきます。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.glico.com/jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へお配りしてありましたお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎〈新型コロナウイルスによる感染症予防に関するお知らせ〉  
株主の皆様におかれましては、現下の状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、当日体調がすぐれない方につきましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。つきましては、書面（郵送）やインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.glico.com/jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

---

#### 開催日時

**2021年3月24日（水曜日）  
午前10時**



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

---

#### 行使期限

**2021年3月23日（火曜日）  
午後5時到着分まで**



### インターネット等で議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。  
詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

---

#### 行使期限

**2021年3月23日（火曜日）  
午後5時入力分まで**

◎インターネット等に関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

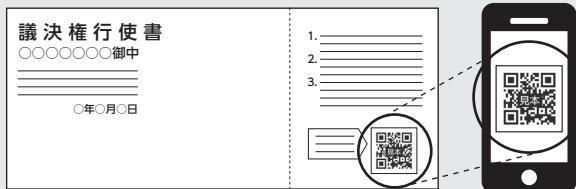
◎インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

## インターネットによる議決権行使について

### QRコードを読み取る方法「スマート行使®」

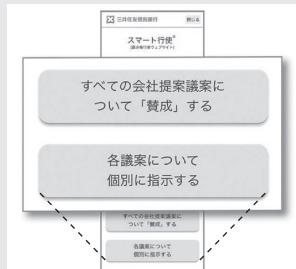
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

#### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



#### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。



議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、  
右記にお問い合わせください。

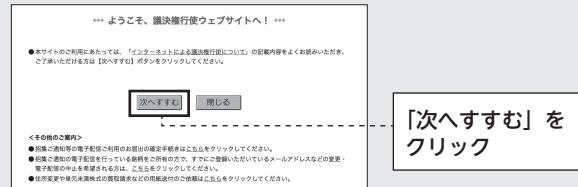
機関投資家の  
皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

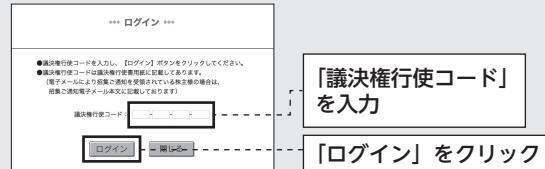
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

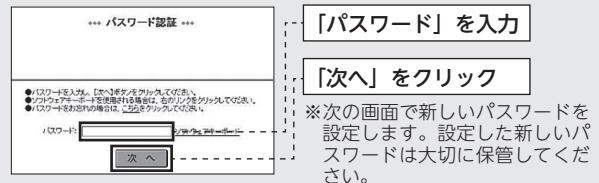
#### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



#### 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



#### 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



#### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

 **0120-652-031**

受付時間：午前9時～午後9時

## 議案 | 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	2020年度の取締役会出席状況
1	えざき かつひさ 江崎 勝久 再任	代表取締役社長	16回中16回
2	えざき えつろう 江崎 悦朗 再任	代表取締役専務執行役員経営企画本部長、 グローバルマーケティング、海外事業、 情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO	16回中16回
3	くりき たかし 栗木 隆 再任	取締役、研究フェロー、グリコ栄養食品株式会社 代表取締役	16回中16回
4	ほんざわ ゆたか 本澤 豊 再任	取締役、コーポレートガバナンス担当、グリコマ ニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役	12回中12回
5	ますだ てつお 益田 哲生 再任 社外 独立役員	取締役	16回中16回
6	かとう たかとし 加藤 隆俊 再任 社外 独立役員	取締役	16回中16回
7	おおいし かのこ 大石 佳能子 再任 社外 独立役員	取締役	16回中16回
8	はら じょうじ 原 丈人 再任 社外	取締役	16回中16回

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 独立役員候補者

候補者番号 **1** えざき **江崎 勝久** (1941年8月27日生)

再任

所有する当社株式の数  
**253,802株**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年 6月 当社入社

1972年11月 同 取締役秘書室長

1973年11月 同 代表取締役副社長

1982年 6月 同 代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

江崎勝久氏は、1982年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。また、長期計画を策定し、事業の強化・拡大に努めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** えざき **江崎 悦朗** (1972年10月31日生)

再任

所有する当社株式の数  
**26,144株**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 4月 当社入社

2008年 6月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長

2010年 4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長

2012年 4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長、広報担当

2016年 6月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報・情報システム担当

2017年 4月 同 代表取締役専務執行役員マーケティング本部長、海外事業、広報・情報システム担当

2017年10月 同 代表取締役専務執行役員経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte. Ltd. CEO、現在に至る

取締役候補者とした理由

江崎悦朗氏は、当社入社以来、広告・開発業務に携わり、2008年6月に取締役役に就任し、その後も情報システム子会社の社長を務めるなど幅広い分野の経験を積み重ね、現在は代表取締役専務執行役員として、経営企画部門や海外部門の総責任者等を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3 栗木

くりき

たかし

隆 (1957年11月13日生)

再任

所有する当社株式の数

10,058株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月 当社入社

2006年 6月 同 取締役生物化学研究所長

2008年 6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長

2015年 7月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括健康科学研究所長

2018年 4月 同 取締役常務執行役員、健康科学研究所長

2021年 1月 同 取締役、研究フェロー、現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

栗木隆氏は、当社入社以来、研究関連業務に携わり、2006年6月に取締役に就任後も研究部門を統括しております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4 本澤

ほんざわ

ゆたか

豊 (1960年3月5日生)

再任

所有する当社株式の数

500株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 ソニー株式会社入社

2008年 8月 同 本社連結経理部統括部長

2010年 4月 同 本社経営管理部ジェネラルマネージャー

2012年12月 国際会計基準審議会 (IASB) ・世界作成者フォーラム (GPF) 日本代表委員

2015年 1月 ソニー株式会社 北米エレクトロニクス事業会社 CFO

2018年 9月 同 米国統括会社 Senior Vice President (CFO)

2020年 3月 当社 取締役、コーポレートガバナンス担当、現在に至る

2020年 6月 SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)、現在に至る

[重要な兼職の状況]

・ SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

#### 取締役候補者とした理由

本澤豊氏は、グローバル企業での長年にわたる経理・財務領域の経験や、国際会計基準に関する深い見識を有しているほか、組織経営に関する実務実績があることから、当社においても経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** ますだ てつお  
**益田 哲生** (1945年10月29日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1970年 4月 大阪弁護士会登録
- 2004年 4月 日本弁護士連合会 常務理事
- 2005年 4月 大阪弁護士会 会長、日本弁護士連合会 副会長
- 2007年 1月 中之島中央法律事務所 代表パートナー、現在に至る
- 2007年 4月 近畿弁護士会連合会 理事長、日本弁護士連合会 理事
- 2007年 7月 当社 独立委員会委員
- 2008年 6月 同 取締役、現在に至る
- 2018年 6月 ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役、現在に至る

【重要な兼職の状況】

- ・中之島中央法律事務所 代表パートナー
- ・ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

益田哲生氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言をいただけると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6** かとう たかとし  
**加藤 隆俊** (1941年5月23日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1964年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1993年 7月 同 国際金融局長
- 1995年 6月 同 財務官
- 1997年 7月 同 顧問
- 1998年 9月 米国・プリンストン大学 客員教授
- 1999年 8月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）顧問兼早稲田大学 客員教授
- 2000年 8月 同 顧問兼早稲田大学 客員教授兼米国・クレアモント大学 客員教授
- 2004年 2月 国際通貨基金 副専務理事
- 2010年 6月 当社 取締役、現在に至る
- 2010年 9月 公益財団法人国際金融情報センター 理事長
- 2017年10月 同 顧問、現在に至る

【重要な兼職の状況】

- ・公益財団法人国際金融情報センター 顧問

社外取締役候補者とした理由

加藤隆俊氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、金融分野の専門家として、豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただけると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

おおいし  
かのこ  
大石 佳能子

(1961年3月24日生)

再任

社外

独立  
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会の出席状況

100%

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 日本生命保険相互会社入社
- 1988年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
- 1993年 1月 同 パートナー
- 1997年 7月 同 顧問
- 2000年 6月 株式会社メディヴァ設立  
同 代表取締役、現在に至る
- 2000年 7月 株式会社西南メディヴァ（現 株式会社シーズ・ワン）設立  
同 代表取締役、現在に至る
- 2004年 8月 医療法人社団プラタナス設立  
同 総事務長、現在に至る
- 2015年 6月 参天製薬株式会社 社外取締役、現在に至る
- 2015年 6月 当社 取締役、現在に至る
- 2016年 3月 株式会社資生堂 社外取締役、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・株式会社メディヴァ 代表取締役
- ・株式会社シーズ・ワン 代表取締役
- ・参天製薬株式会社 社外取締役
- ・株式会社資生堂 社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

大石佳能子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

8

はら  
じょうじ  
原 丈人

(1952年10月10日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

2,158株

取締役会の出席状況

100%

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年 6月 デフタ パートナース グループ会長、現在に至る
- 1985年 4月 アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事、現在に至る
- 2006年10月 財務省 参与
- 2007年 1月 国際連合 政府間機関特命全権大使
- 2009年 9月 ザンビア共和国 大統領顧問
- 2013年 8月 内閣府 本府参与
- 2015年 6月 ニッコー株式会社 社外取締役、現在に至る
- 2019年 2月 当社 顧問
- 2019年 6月 同 取締役、現在に至る
- 2020年 7月 法務省 危機管理会議 委員、現在に至る
- 2020年 9月 同 危機管理会社法制会議 議長、現在に至る

[重要な兼職の状況]

- ・デフタ パートナース グループ会長
- ・アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事
- ・ニッコー株式会社 社外取締役
- ・法務省 危機管理会議 委員
- ・法務省 危機管理会社法制会議 議長

#### 社外取締役候補者とした理由

原丈人氏は、企業経営及び政府機関における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 原丈人氏は、デフタパートナーズのグループ会長であり、同グループがジェネラルパートナーとして運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に、当社は6百万ドル出資しております。
2. 江崎勝久、江崎悦朗、栗木隆、本澤豊、益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の7氏の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 益田哲生氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって12年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 加藤隆俊氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって10年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 大石佳能子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって5年9ヶ月となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
7. 原丈人氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
8. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また4氏の再選が承認された場合、当社は4氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当社は、2019年6月25日開催の第114回定時株主総会で「定款一部変更の件」を決議し、2019年12月期より、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。このため、経営成績及び各部門における比較につきましては、2019年1月1日から2019年12月31日までの12ヶ月間を「前年同一期間」として算出した参考数値と比較しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況が続きました。段階的な社会経済活動の再開により回復の兆しがみられるものの、感染の再拡大等により、再び経済が停滞するリスクがあり、国内外の感染症の動向及び経済への影響を注視する必要があります。

このような状況の中で、当社グループは、「おいしさ与健康」の企業理念のもと、嗜好食品企業から日常必需食品企業へと変革するべく、①ロングセラーブランドの成長継続と立て直し、②健康付加価値ブランドの成長継続と習慣化、③社会課題の解決に向けた新たな市場の創造と拡大へ経営資源を集中するとともに、海外事業の成長加速に向けて取り組みました。

その結果、売上面では、冷菓部門は前年同一期間を上回りましたが、菓子・食品部門、乳業部門、食品原料部門、海外部門、健康事業を含むその他部門が前年同一期間を下回ったため、当連結会計年度の売上高は344,048百万円となり、前年同一期間(353,686百万円)に比べ2.7%の減収となりました。

利益面では、売上原価率は、乳業部門、海外部門の売上原価率が低下した一方、菓子・食品部門、冷菓部門等の売上原価率が上昇したため全体では0.2ポイント上昇しました。販売費及び一般管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請に伴う旅費交通費の減少及び経費、広告費、販売促進費の抑制により減少しました。

その結果、営業利益は18,523百万円となり、前年同一期間(16,259百万円)に比べ2,264百万円の増益となりました。経常利益は営業利益段階での増益により、19,641百万円となり、前年同一期間(17,522百万円)に比べ2,119百万円の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は11,836百万円となり、投資有価証券売却益等を特別利益に計上した前年同一期間(12,125百万円)に比べ289百万円の減益となりました。

部門別の概況は次頁以降に記載のとおりであります。なお、営業利益で調整している1,159百万円は部門別の概況には含めておりません。調整の内容は、部門間取引消去・その他調整額及び各報告部門に配分していない全社費用等であります。全社費用等は、主に報告部門に帰属しない販売費及び一般管理費であります。

## 菓子・食品部門

主要な商品 ポッキー、プリッツ、ビスコ、カプリコ、  
 クレアおばさん、カレー職人

### 売上高

**89,280**百万円
 前年同一期間比  
**7.2%減** ↓

### 営業利益

**4,963**百万円
 前年同一期間比  
**1,680**百万円減 ↓

売上面では、“DONBUR I 亭”“バランス食堂”等が前年同一期間を上回りましたが、“ビスコ”“ポッキー”等が前年同一期間を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は89,280百万円となり、前年同一期間（96,194百万円）に比べ7.2%の減収となりました。

利益面では、減収及び売上原価率の上昇等により、営業利益は4,963百万円となり、前年同一期間（6,643百万円）に比べ1,680百万円の減益となりました。

## 冷菓部門

主要な商品 パピコ、ジャイアントコーン、アイスの実、  
 セブンティーンアイス、パナッパ

### 売上高

**92,302**百万円
 前年同一期間比  
**5.7%増** ↑

### 営業利益

**6,134**百万円
 前年同一期間比  
**122**百万円増 ↑

売上面では、“セブンティーンアイス”等が前年同一期間を下回りましたが、“アイスの実”“パピコ”“ジャイアントコーン”等が前年同一期間を上回りました。また、卸売販売子会社売上も前年同一期間を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は92,302百万円となり、前年同一期間（87,353百万円）に比べ5.7%の増収となりました。

利益面では、販売品種構成の変化に伴う売上原価率の上昇はあったものの、増収による売上総利益の増加等により、営業利益は6,134百万円となり、前年同一期間（6,012百万円）に比べ122百万円の増益となりました。

## 乳業部門

主要な  
商品

Bifixヨーグルト、カフェオーレ、  
プッチンプリン、幼児のみもの、アイクレオ

### 売上高

83,445百万円

前年同一期間比

4.8%減 ↓

### 営業利益

2,522百万円

前年同一期間比

121百万円減 ↓

売上面では、“カフェオーレ”“1歳からの幼児食”“プッチンプリン”等は前年同一期間を上回りましたが、“朝食りんごヨーグルト”等が前年同一期間を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は83,445百万円となり、前年同一期間(87,610百万円)に比べ4.8%の減収となりました。

利益面では、減収による売上総利益の減少等により、営業利益は2,522百万円となり、前年同一期間(2,644百万円)に比べ121百万円の減益となりました。

## 食品原料部門

主要な  
商品

A-グル、澱粉、E-スターチ

### 売上高

10,059百万円

前年同一期間比

5.2%減 ↓

### 営業利益

879百万円

前年同一期間比

115百万円増 ↑

売上面では、“E-スターチ”等は前年同一期間を上回りましたが、“A-グル”等が前年同一期間を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は10,059百万円となり、前年同一期間(10,607百万円)に比べ5.2%の減収となりました。

利益面では、一般管理費の減少等により、営業利益は879百万円となり、前年同一期間(764百万円)に比べ115百万円の増益となりました。

## 海外部門

主要な  
商品

ポッキー、プリッツ、プジョイ

### 売上高

50,998百万円

前年同一期間比

4.5%減 ↓

### 営業利益

2,581百万円

前年同一期間比

1,414百万円増 ↑

売上面では、地域別において、米国、中国等では前年同一期間を上回りましたが、ASEAN等では前年同一期間を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は50,998百万円となり、前年同一期間(53,429百万円)に比べ4.5%の減収となりました。

利益面では、売上原価率の低下等により、営業利益は2,581百万円となり、前年同一期間(1,166百万円)に比べ1,414百万円の増益となりました。

## その他部門

主要な  
商品

アーモンド効果、SUNAO、  
「オフィスグリコ」

### 売上高

17,961百万円

前年同一期間比

2.9%減 ↓

### 営業利益

281百万円

前年同一期間比

93百万円減 ↓

売上面では、「アーモンド効果」「SUNAO」等は前年同一期間を上回りましたが、「オフィスグリコ」等が前年同一期間を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は17,961百万円となり、前年同一期間(18,490百万円)に比べ2.9%の減収となりました。

利益面では、減収に伴う売上総利益の減少等により、営業利益は281百万円となり、前年同一期間(375百万円)に比べ93百万円の減益となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度は総額109億円の設備投資を行いました。事業部門別の投資額は、菓子・食品部門が27億円、冷菓部門が19億円、乳業部門が14億円、食品原料部門が2億円、海外部門が40億円、その他部門が4億円であり、主な内容は次のとおりであります。

菓子・食品部門は大阪工場及び神戸工場の生産設備等、冷菓部門は自動販売機の新設及び更新等、乳業部門は岐阜工場の生産設備等、海外部門はインドネシアの生産設備等であります。

## ③資金調達の状況

運転資金につきましては内部資金の活用、または金融機関からの短期の借入により資金調達しております。設備資金等の中長期的な資金につきましては、内部資金の活用、または転換社債型新株予約権付社債の発行等により資金調達しております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項目		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	353,432	350,270	288,187	344,048
経常利益	(百万円)	21,993	19,217	17,002	19,641
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	15,216	11,844	12,047	11,836
1株当たり当期純利益	(円)	231.34	180.02	185.31	182.48
総資産	(百万円)	341,024	348,452	343,812	340,081
純資産	(百万円)	214,788	220,853	220,915	222,551

(注) 2019年度は、決算期の変更により当社及び3月決算の国内子会社につきましては、2019年4月1日から2019年12月31日までの9ヶ月間を連結対象期間としています。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社	大阪市 西淀川区	100百万円	100.0%	菓子、食品、冷菓、牛乳・乳製品の製造販売
上海江崎格力高食品有限公司	中国 上海市	138百万元	100.0%	菓子の製造販売
Glico Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	220百万ドル	100.0%	ASEAN各拠点の事業統括等
Glico North America Holdings, Inc.	米国	53百万ドル	100.0%	米国持株会社

(注) 2020年3月18日開催の取締役会決議に基づき、新会社として設立したグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社を存続会社、当社連結製造子会社14社を消滅会社とする吸収合併をいたしました。これにより、当連結会計年度より、重要な子会社にグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社を追加しております。また、前連結会計年度において記載しておりました関西グリコ株式会社は消滅したため除外しております。なお、消滅した製造子会社は次のとおりであります。

<消滅会社>

関西グリコ株式会社、鳥取グリコ株式会社、関東グリコ株式会社、グリコ千葉アイスクリーム株式会社、三重グリコ株式会社、グリコ兵庫アイスクリーム株式会社、茨城グリコ株式会社、仙台グリコ株式会社、東北グリコ乳業株式会社、那須グリコ乳業株式会社、東京グリコ乳業株式会社、岐阜グリコ乳業株式会社、佐賀グリコ乳業株式会社、グリコアイクレオ株式会社

## (4) 対処すべき課題

世界的な規模で経営を取り巻く社会情勢や経済環境が目まぐるしく変化し、不確実性が増しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いているため、国内外の感染症の動向を注視する必要があります。先行き不透明な状況が続いています。また、国内においては、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小、原材料価格や物流コストの上昇、流通チャネルの変化や消費行動の多様化といった課題に直面し、競争はさらに厳しさを増しております。このような経営環境の中で、消費者の健康意識の高まりによる需要喚起ならびに、消費者の行動変容に対応したビジネスモデルの構築、グローバル成長に向けた海外市場の開拓は、当社グループにとっての事業拡大・強化の機会と捉えております。今後も国内外における経済状況や業界・市場動向等の変化に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループの中長期的な成長のための重要な要素を、①経営資源の「選択と集中」による競争力の強化、②持続的成長に向けた経営基盤の強化とし、対処すべき課題に対する具体的な事業活動を推進してまいります。

### ①経営資源の「選択と集中」による競争力の強化

- 事業の核となるブランドへの資源配分を強化し、イノベーションの創出とブランド価値の向上を通じた収益拡大を図ります。
- 中国・東南アジア、北米における事業成長を加速させ、当社グループの事業成長の基盤とします。
- 健康事業の展開エリアを拡大し、消費者の習慣化を促し、さらなる成長の実現に取り組みます。

### ②持続的成長に向けた経営基盤の強化

- バリューチェーン全体で品質保証体制を強化し、価値創出に取り組みます。
- 人財育成への取り組みを強化するとともに、グループ人権方針を新たに制定し、多様な人財がより一層活躍できる基盤を整備します。また「健康経営」を推進し、従業員の健康維持・増進を積極的に支援し、組織力を向上させ、生産性の向上に取り組みます。
- 従業員一人ひとりのCSRへの意識を高め、コーポレートブランドの価値向上を図ることで、持続的な企業価値の向上に取り組みます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

部門	主な事業内容
菓子・食品	チョコレート、ビスケット、カレールウ、レトルト食品等の製造販売
冷菓	アイスクリーム等の製造販売
乳業	乳製品、洋生菓子、乳幼児用ミルク等の製造販売
食品原料	澱粉、色素等の製造販売
海外	海外での菓子・冷菓等の製造販売

## (6) 主要な事業所及び工場 (2020年12月31日現在)

- ①当社本社 大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
- ②当社主要拠点 大阪梅田オフィス (大阪市)  
品川オフィス (東京都港区)
- ③当社支店 北海道東北エリア支店 (仙台市)、首都圏エリア支店 (東京都港区)、関東信越エリア支店 (群馬県高崎市)、中部エリア支店 (名古屋市)、近畿エリア支店 (大阪市)、中四国エリア支店 (広島市)、九州エリア支店 (福岡市)
- ④主要な子会社の工場 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 大阪工場 (大阪市)、神戸工場 (神戸市)

## (7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,360名	4名 (減)

(注) 上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は3,424名であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	577百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 270,000,000株  
 ②発行済株式の総数 68,468,569株  
 (注) 発行済株式の総数には自己株式が3,535,367株含まれております。  
 ③株主数 19,224名  
 ④単元株式数 100株  
 ⑤大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,851	7.47
掬泉商事株式会社	4,131	6.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,517	5.42
大同生命保険株式会社	3,500	5.39
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,280	3.51
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,169	3.34
日清食品ホールディングス株式会社	2,100	3.23
佐賀県農業協同組合	1,943	2.99
江崎グリコ共栄会	1,648	2.54
大日本印刷株式会社	1,598	2.46

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は自己株式3,535,367株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (信託口)」が保有する当社株式 (109,800株) を含めておりません。  
 3. 持株比率は自己株式 (3,535,367株) を控除して計算しております。

4. 2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー及びその共同保有者であるMFSインベストメント・マネジメント株式会社が2020年7月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マサチューセッツ・ ファイナンシャル・サービス・ カンパニー	アメリカ合衆国02199、 マサチューセッツ州、ボストン、 ハンティントンアベニュー111	5,162	7.54
MFSインベストメント・ マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル	201	0.29
合計		5,364	7.84

5. 2020年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社が2020年10月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,669	2.38
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	129	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	2,182	3.19
合計		3,980	5.54

(注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、転換社債型新株予約権付社債の保有に伴う潜在株式の数が含まれております。

6. 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが2020年11月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ティー・ロウ・プライス・ ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー10階	1,043	1.52
ティー・ロウ・プライス・ インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市、EC4N4TZ、クイー ンヴィクトリア・ストリート60	2,452	3.58
合計		3,495	5.11

⑥その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③その他新株予約権等の状況  
2017年1月12日開催の取締役会決議に基づき発行した2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債の総額	300億円
社債の発行日	2017年1月30日
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする
転換価額	7,954.9円
新株予約権の行使期間	2017年2月13日から2024年1月16日まで

(注) 転換価額は、2021年2月12日開催の取締役会において期末配当を35円とする剰余金配当案が承認可決され、中間配当30円と合わせた2020年度の年間配当が1株につき65円と決定されたことに伴い、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、8,000.7円から7,954.9円に調整されました。

### (3) 会社役員 の 状況

①取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長		江崎勝久
代表取締役専務執行役員	経営企画本部長、グローバルマーケティング、海外事業、情報システム担当、Glico Asia Pacific Pte.Ltd. CEO	江崎悦朗
取締役専務執行役員	健康科学研究所長、グリコ栄養食品株式会社 代表取締役	栗木隆
取締役	コーポレートガバナンス担当、グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役、SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)	本澤豊
取締役	中之島中央法律事務所 代表パートナー、ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役	益田哲生
取締役	公益財団法人国際金融情報センター 顧問	加藤隆俊
取締役	株式会社メディヴァ 代表取締役、株式会社シーズ・ワン 代表取締役、参天製薬株式会社 社外取締役、株式会社資生堂 社外取締役	大石佳能子
取締役	デフタ パートナース グループ会長、アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事、ニッコー株式会社 社外取締役、法務省 危機管理会議 委員、法務省 危機管理会社法制会議 議長	原丈人
監査役 (常勤)		吉田敏明
監査役 (常勤)	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 監査役	大貫明
監査役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所 所長、フジ住宅株式会社 社外取締役、昭栄薬品株式会社 社外取締役 (監査等委員)	岩井伸太郎
監査役	大阪大学 名誉教授	宮本又郎
監査役	大同生命保険株式会社 代表取締役社長、学校法人関西学院 理事	工藤稔

- (注) 1. 取締役のうち、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人の4氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、岩井伸太郎、宮本又郎及び工藤稔の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役益田哲生氏は、弁護士の資格を有しております。  
 4. 監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識と見識を有するものであります。  
 5. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子、岩井伸太郎及び宮本又郎の5氏を金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。  
 6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 2020年3月24日開催の第115回定時株主総会において、本澤豊氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

## ②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4)	368百万円 (26)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3)	62百万円 (19)
合計 (うち社外役員)	13名 (7)	431百万円 (45)

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分の給与相当額は含まれておりません。
2. 取締役報酬限度額 年額 390百万円 (2020年3月24日開催の第115回定時株主総会決議)  
(うち社外取締役 年額 35百万円)  
株式報酬限度額 年額 150百万円 (2018年6月28日開催の第113回定時株主総会決議)  
ただし、株式報酬限度額には当社と委任契約を締結している執行役員への報酬も含まれております。  
監査役報酬限度額 年額 70百万円 (2020年3月24日開催の第115回定時株主総会決議)
3. 報酬等の総額には、以下のとおり当事業年度に係る役員賞与が含まれております。
- |     |    |        |          |    |       |
|-----|----|--------|----------|----|-------|
| 取締役 | 8名 | 115百万円 | (うち社外取締役 | 4名 | 2百万円) |
| 監査役 | 5名 | 3百万円   | (うち社外監査役 | 3名 | 1百万円) |
4. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、株式給付引当金繰入額21百万円が含まれております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	益田 哲生	中之島中央法律事務所 代表パートナー ヤンマーホールディングス株式会社 社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	加藤 隆俊	公益財団法人国際金融情報センター 顧問	記載すべき関係はありません。
社外取締役	大石 佳能子	株式会社メディヴァ 代表取締役 株式会社シーズ・ワン 代表取締役 参天製薬株式会社 社外取締役 株式会社資生堂 社外取締役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	原 丈人	デフタ パートナーズ グループ会長 アライアンス・フォーラム財団 会長・代表理事 ニッコー株式会社 社外取締役 法務省 危機管理会議 委員 法務省 危機管理会社法制会議 議長	当社はデフタ パートナーズのグループがジェネラルパートナーとして運営するDEFTA Healthcare Technologies, L.P.に6百万ドル出資しております。その他の兼職先については、記載すべき関係はありません。
社外監査役	岩井 伸太郎	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所 所長 フジ住宅株式会社 社外取締役 昭栄薬品株式会社 社外取締役 (監査等委員)	記載すべき関係はありません。
社外監査役	宮本 又郎	大阪大学 名誉教授	記載すべき関係はありません。
社外監査役	工藤 稔	大同生命保険株式会社 代表取締役社長 学校法人関西学院 理事	大同生命保険株式会社は当社の大株主であります。また、当社は大同生命保険株式会社の団体生命保険に加入しております。その他の兼職先については、記載すべき関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	益田 哲生	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と見識をもとに独立した立場から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	加藤 隆俊	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	大石 佳能子	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	原 丈人	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外監査役	岩井 伸太郎	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮本 又郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、主に大学教授としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	工藤 稔	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## (4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

65百万円

2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

70百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社グループの人権方針と、行動計画等の作成、企業のCSR活動や、人権デュー・デリジェンス支援等についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

- ①当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社及びグループ会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。
  - 2) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の取締役はこれを遵守する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。
- ③当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、当社及びグループ会社の業務執行に係る各種リスクの予防及び迅速かつ的確な対処を行うため、リスク対応に関する規程を制定し、リスクマネジメント担当役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の収拾、解決にあたる。
  - 2) 「グループ監査室」（「⑤」「4」）の項に定義する。）にて各部門における損失にかかわるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を社長に報告するほか、必要に応じて各部門の担当役員及び監査役に報告する。
- ④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社及びグループ会社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
  - 2) 取締役会を毎月1回開催するほか、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定及び業務執行の充実を期する。

- ⑤当社及びグループ会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 法令遵守、企業倫理を確立するための具体的な行動規範としてGlicoグループ「行動規範」を制定し、当社及びグループ会社の使用人に適用する。
  - 2) 「リスクマネジメント委員会」のもと、当社及びグループ会社の使用人が利用可能な内部通報制度として「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のための体制を構築する。
  - 3) 「リスクマネジメント委員会」の中に「コンプライアンス部会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を確立する。
  - 4) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、当社及びグループ会社における内部統制の有効性と妥当性を確認する。
- ⑥当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - 2) グループ会社における職務権限及び意思決定に関する基準を定め、グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
  - 3) グループ会社におけるコンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス部会」が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
  - 4) 法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見のため、グループ会社においても内部通報制度である「Glicoコンプライアンスホットライン」の利用を促進する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
  - 2) 「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
  - 3) 「監査役室」に所属する使用人は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ⑧当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - 2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は当社若しくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。
  - 3) 「グループ監査室」、「リスクマネジメント委員会」等は、当社監査役に対して定期的に当社及びグループ会社における内部監査、内部通報の状況等を報告する。
  - 4) 当社監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役の求めに応じ、必要な情報を提供し、各種会議への監査役の出席を確保する。
  - 2) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、具体的な行動基準として、グループ内の全ての取締役及び使用人が従うべきGlicoグループ「行動規範」を制定しています。また、当社グループの全ての取締役及び使用人が利用可能な内部通報制度として、「Glicoコンプライアンスホットライン」を設置し、法令等及び社内規程に対する違反等の未然防止及び早期発見をはかっています。さらに、社長直轄のリスクマネジメント委員会を構成する部会の一つであるコンプライアンス部会が中心となり、当社グループにおいて必要な社内規程を整備するとともに、法令・社内規程遵守の周知徹底と実践の励行及び必要な教育・研修を実施し、グループ全体でコンプライアンスを推進しています。

### ②リスクマネジメントに対する取り組み

以下の目的を実現するため、社長直轄のリスクマネジメント委員会を設置し、グループのリスクマネジメントに繋がる事項に関する方針決定、クライシスへの対応、及びそれらに関する一切の事項を把握し審議のうえ施策の立案・実行を行っています。

1) グループにおけるリスクを把握するとともに、法令及び各種ルール等の遵守についてグループ内において周知徹底し、以て、リスクの顕在化によるクライシスの発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合に生じる負の影響を最小限に抑えるための策を講じることに努める。

2) 発生したクライシスにつき、それによって生じる損害を含む負の影響を最小限に抑えるとともに、当該クライシスによる危機状態からの早期の脱出及び回復を図ることに努める。

また、グループのリスクマネジメントの効果的な実現のため、同委員会直下の下部組織として、コンプライアンス部会、品質安全保証部会、情報セキュリティ部会、災害対策部会の4つの部会を設け、活動を行っています。

さらに重大事案発生時には、同委員会とは別に緊急危機対策本部を設置することとしています。

### ③当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

グループ会社に対し、経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けているほか、主要なグループ会社において、当社の取締役や監査役が当該会社の役員を兼務し、重要な会議等に参加することで当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社グループにおいて定める職務権限及び意思決定の基準に基づき、グループ会社における重要な職務執行の意思決定について、当社取締役会等でも承認を行う体制とすることにより、グループ会社の業務のさらなる適正化を図っております。

### ④監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社グループは、監査役に対し、当社グループの重要な会議への出席の機会を提供するほか取締役や使用人からの報告・聴取の機会を提供し、業務の執行状況全般にわたる監査役監査を実施することができる体制をとっております。また、当社グループでは、監査役と代表取締役、社外取締役、会計監査人及び「グループ監査室」が定期的に会合を開催し、相互の連携を図っております。

## (7) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目標に安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき、中間配当金は1株当たり30円、期末配当金は1株当たり35円とし、年間配当金は1株当たり65円といたしました。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は70円を予定しております。

## (8) 会社の支配に関する基本方針

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2) 基本方針の実現のための取組み

### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取り組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安全・安心という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めております。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

## 3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2）の取組み）について

上記2）記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2020年12月31日現在)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>177,813</b>
現金及び預金	97,904
受取手形及び売掛金	43,520
有価証券	731
たな卸資産	28,863
その他	6,875
貸倒引当金	△81
<b>固定資産</b>	<b>162,267</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>97,584</b>
建物及び構築物	40,428
機械装置及び運搬具	32,613
工具器具備品	3,414
土地	15,659
その他	5,468
<b>無形固定資産</b>	<b>10,715</b>
ソフトウェア	5,425
ソフトウェア仮勘定	4,627
のれん	411
その他	250
<b>投資その他の資産</b>	<b>53,967</b>
投資有価証券	35,392
長期貸付金	49
長期前払費用	673
退職給付に係る資産	3,175
繰延税金資産	737
投資不動産	12,184
その他	1,793
貸倒引当金	△37
<b>資産合計</b>	<b>340,081</b>

科 目	当連結会計年度 (2020年12月31日現在)
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>75,590</b>
支払手形及び買掛金	32,552
短期借入金	232
未払費用	24,767
未払法人税等	5,185
販売促進引当金	3,730
役員賞与引当金	82
株式給付引当金	29
その他	9,009
<b>固定負債</b>	<b>41,939</b>
転換社債型新株予約権付社債	30,066
長期借入金	345
退職給付に係る負債	1,228
繰延税金負債	5,128
その他	5,171
<b>負債合計</b>	<b>117,530</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>213,682</b>
資本金	7,773
資本剰余金	9,479
利益剰余金	205,821
自己株式	△9,392
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,073</b>
その他有価証券評価差額金	8,236
繰延ヘッジ損益	△179
為替換算調整勘定	△669
退職給付に係る調整累計額	686
<b>非支配株主持分</b>	<b>795</b>
<b>純資産合計</b>	<b>222,551</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>340,081</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	
売上高		344,048
売上原価		181,640
売上総利益		162,407
販売費及び一般管理費		143,884
営業利益		18,523
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,032	
不動産賃貸料	818	
補助金収入	468	
その他	1,185	3,504
営業外費用		
支払利息	32	
為替差損	258	
寄付金	274	
固定資産廃棄損	131	
固定資産除却損	673	
休止固定資産減価償却費	207	
その他	808	2,386
経常利益		19,641
特別利益		
固定資産売却益	1,307	1,307
特別損失		
減損損失	555	
事業構造改善費用	364	
特別退職金	93	
退職給付制度終了損	251	1,265
税金等調整前当期純利益		19,683
法人税、住民税及び事業税	5,874	
法人税等調整額	1,166	7,040
当期純利益		12,643
非支配株主に帰属する当期純利益		806
親会社株主に帰属する当期純利益		11,836

## 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2020年12月31日現在)	科 目	当事業年度 (2020年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>126,366</b>	<b>流動負債</b>	<b>58,433</b>
現金及び預金	65,671	買掛金	26,341
受取手形	646	短期借入金	232
売掛金	31,115	未払金	5,897
有価証券	75	未払費用	15,411
商品及び製品	9,440	未払法人税等	4,110
仕掛品	579	預り金	3,202
原材料及び貯蔵品	10,426	販売促進引当金	2,805
短期貸付金	513	役員賞与引当金	82
未収入金	7,411	株式給付引当金	29
その他	490	その他	320
貸倒引当金	△5	<b>固定負債</b>	<b>36,604</b>
<b>固定資産</b>	<b>167,808</b>	転換社債型新株予約権付社債	30,066
<b>有形固定資産</b>	<b>74,820</b>	長期借入金	345
建物	27,631	退職給付引当金	38
構築物	1,220	預り保証金	2,422
機械及び装置	27,082	繰延税金負債	3,031
車両運搬具	13	その他	700
工具器具備品	2,498	<b>負債合計</b>	<b>95,038</b>
土地	14,642	<b>純資産の部</b>	
リース資産	22	<b>株主資本</b>	<b>191,080</b>
建設仮勘定	1,708	資本金	7,773
<b>無形固定資産</b>	<b>9,272</b>	資本剰余金	7,426
ソフトウェア	4,430	資本準備金	7,413
ソフトウェア仮勘定	4,625	その他資本剰余金	12
その他	216	<b>利益剰余金</b>	<b>185,273</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>83,716</b>	利益準備金	1,943
投資有価証券	30,090	その他利益剰余金	183,330
関係会社株式	28,343	固定資産圧縮積立金	6,096
出資金	1	別途積立金	128,893
関係会社出資金	7,297	繰越利益剰余金	48,339
長期貸付金	2,416	<b>自己株式</b>	<b>△9,392</b>
前払年金費用	2,149	<b>評価・換算差額等</b>	<b>8,056</b>
投資不動産	12,184	その他有価証券評価差額金	8,236
その他	1,265	繰延ヘッジ損益	△179
貸倒引当金	△33	<b>純資産合計</b>	<b>199,137</b>
<b>資産合計</b>	<b>294,175</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>294,175</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	
	売上高	
売上原価		132,876
売上総利益		121,306
販売費及び一般管理費		108,430
営業利益		12,876
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,375	
不動産賃貸料	819	
その他	1,545	4,739
営業外費用		
支払利息	18	
為替差損	51	
その他	1,723	1,792
経常利益		15,823
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	14	14
特別損失		
減損損失	177	
事業構造改善費用	289	
関係会社株式評価損	794	1,261
税引前当期純利益		14,576
法人税、住民税及び事業税	3,854	
法人税等調整額	161	4,016
当期純利益		10,560

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松浦 大 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の取組みの内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 田 敏 明 ㊞

常勤監査役 大 貫 明 ㊞

監 査 役 岩 井 伸 太 郎 ㊞

監 査 役 宮 本 又 郎 ㊞

監 査 役 工 藤 稔 ㊞

(注) 監査役岩井伸太郎、監査役宮本又郎及び監査役工藤稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上







## 株主総会会場ご案内図

### 会場

大阪市都島区網島町9-10

**太閤園**

電話 (06) 6356-1110



### 交通のご案内

**JR東西線**

「大阪城北詰」駅下車（3号出口）より徒歩1分

**京阪電気鉄道**

「京橋」駅下車（片町口）より徒歩7分

**地下鉄長堀鶴見緑地線**

「京橋」駅下車（2番出口）より徒歩5分



**江崎グリコ株式会社**

<https://www.glico.com/jp/>

